



# 弓道教室

益田市弓友会を講師に迎え開催する弓道教室です。  
初めての方や、経験のある方でも参加できます!!



- 主催： 益田運動公園  
 共催： 益田市弓道連盟  
 日程： 4月12日からの火、木曜日・全10回  
 時間： 19:00～21:00  
 場所： 益田弓道場  
 対象： 一般、高校生、中学生  
 定員： 20名程度  
 参加料： 一般：3,000円（お試し期間として、2回まで無料で体験できます。）  
 高校生、中学生：無 料  
 保険： スポーツ安全保険は、一般は任意加入、中学生・高校生は加入が必要です。  
 1,850円（高校生・一般64歳以下） 1,200円（65歳以上）  
 800円（中学生）

※教室活動中や、自宅から運動公園までの往復途中の事故等が対象となります。

携行品： 運動のできる服装（弓具は貸し出し致します。）・水分・タオル

- その他： ① 夜間の活動ですので、学生のみで参加する場合の送迎は確実にお願いします。  
 ② 受付でご記入頂いた個人情報は、教室運営の目的のみで利用させて頂きプライバシーの保護には、十分配慮致します。又活動中の画像などを当該事業の報告書等に使用させて頂いた場合がありますのでご了承ください。  
 ③ 益田市民スポーツ教室に関してご意見、ご要望等（開催種目、回数、時間等）がありましたらお聞かせ下さい。

益田市民体育館 TEL 23-6283 E-mail: undou-k@iwami.or.jp

- ④ 教室の日程や活動風景等の情報ブログとして「益田運動公園スポーツネット」を開設しております。（携帯からも見る事が出来ます。） URL <http://blog.goo.ne.jp/sport-s/>  
 またホームページもご活用下さい <http://masuda-undoukouen.com/>

## 《日 程》

回数	月	日	時 間	会 場
1		12	開講式 19:00～21:00	益田弓道場  《初心者の方》 基礎練習を中心 に的の前に立っ て引けるまでを 目指します。
2		17	〃	
3	4	19	〃	
4		24	〃	
5		26	〃	

回数	月	日	時 間	会 場
6		8	19:00～21:00	益田弓道場  《経験者の方》 射法の再確認 を行い、射技の 向上を目的とし ます。
7		10	〃	
8	5	15	〃	
9		17	〃	
10		22	19:00～21:00 閉講式	

## スポーツ安全保険について（お知らせ）

一般の方は任意加入といたします。加入されない方は、各自の保険等で対応して頂く様お願いします。  
※弓道教室参加者及び、高校生以下は加入が必須となります。ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

### 1. 対象となる事故の範囲

#### ①活動中

被保険者の所属する団体の管理下における活動中の事故。

（但し、学校管理下における活動中の事故は除きます。）

体育館の物品破損の場合、その内容により割合で支払金額が決まります。

#### ②往復中

所属する団体が指定する場所や解散場所と被保険者の住所との通常の経路往復中の事故。

（但し、自身で自動車保険に加入されていても、けがをされた場合は対象となりますが、倍賞責任を負った場合は対象になりません。）

### 2. 掛金・小学生・中学生:800円

・高校生・一般(64歳以下):1,850円 一般(65歳以上):1,200円

### 3. 支払われる保険金

#### ①掛金が 800円、1,850円の場合

死亡(事故の日からその日を含めて180日以内):	2,000万円
後遺障害(事故の日からその日を含めて180日以内):	最高3,000万円
入院(事故の日から180日限度):	1日につき4,000円
通院(事故の日から180日以内で90日限度):	1日につき1,500円
身体・財物賠償合算:	1事故 5億円(ただし、身体賠償は1人1億円)
共済見舞金	:突然死等の死亡 180万円(中学生以下の場合のみ)、葬祭費用

#### ②掛金が1,200円の場合

死亡(事故の日からその日を含めて180日以内):	600万円
後遺障害(事故の日からその日を含めて180日以内):	最高900万円
入院(事故の日から180日限度):	1日につき1,800円
通院(事故の日から180日以内で90日限度):	1日につき1,000円
身体・財物賠償合算:	1事故 5億円(ただし、身体賠償は1人1億円)
共済見舞金	: 葬祭費用

\*入院・通院について、治療日数(入院日数及び実通院日数)は1日目から補償されます。

### 4. 事故が発生した場合

教室中は怪我や事故等が無い様十分に配慮いたしますが、発生した場合は応急処置及び保険の範囲内(加入者)での対応とさせていただきます。

#### ①けがをした時は

事故が発生した日から30日以内に、担当の講師か益田市民体育館事務室に連絡をして下さい。

#### ②賠償責任を負うおそれのある事故及び突然死・日射病・熱射病等はただちに

益田市民体育館事務室に連絡をして下さい

詳しい内容につきましては、益田市民体育館にお問い合わせ下さい。

益田市民体育館 TEL. (0856)23-6283